

報告第9号

職員の任免についての専決処分報告

職員の任免について、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第2項の規定に基づき、教育委員会に報告し、その承認を求める。

平成27年11月26日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理 由

職員の任免については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条の規定において教育委員会の議決事項とされているところであるが、教育委員会を開催するいとまがないと認められたことから、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則第4条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第2項の規定に基づき、教育委員会に報告し、承認を求めるものである。

専 決 処 分 書

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定により、職員の任免について専決処分を行う。

平成27年11月24日

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

次のとおり発令する

（平成27年12月1日付け）

| 新任職 | 現在職 | 氏名 |
|----------|---------|-------|
| 教職員給与課主事 | 図書館主事 | 齋藤 美穂 |
| 図書館学芸主事 | 博物館学芸主事 | 柏倉 良明 |

（頭書）を命ずる